

島根県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について

1 改正要旨

刑法等の一部を改正する法律の施行により、刑罰の「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

条例の規定中の「懲役」とあるものを「拘禁刑」に改めるもの。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和7年6月1日

5 経過措置

- (1) この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- (2) これまでの条例改正により「なお従前の例による」、「なおその効力を有する」、「改正（廃止）前の条例の例による」との経過措置を設けて罰則を適用する場合においても、刑法改正に合わせて読み替える。

※ 刑法改正による刑の種類

改正前	改正後
死刑	死刑
懲役（無期/有期）	拘禁刑（無期/有期）
禁錮（無期/有期）	
罰金	罰金
拘留	拘留
科料	科料
没収	没収